

現場代理人等変更通知書

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 あて

受注者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

下記工事の現場代理人等を定めましたので、坂戸、鶴ヶ島下水道組建設工事標準請負契約約款第10条第1項の規定により経歴書及び事実を証する書類を添えて通知します。なお、記載事項に相違ないことを誓約します。

工 事 名										
工 事 場 所										
請 負 金 額 (税 込)				業 種 コード・略 称						
受 注 者 (商 号 又 は 名 称)				建 設 業 許 可 番 号	行 政 庁 コ ー ド	許 可 番 号 の 下 6 桁				
現 場 代 理 人 (現 場 常 駐)	氏 名 (カタカナ)	姓	名	← 現場代理人として配置する場合でも、監理技術者資格者証所有者は必ず記入して下さい。						
	氏 名 (漢 字)	姓	名							
	監 理 技 術 者 資 格 者 証 番 号									
配 置 す る 主 任 (監 理) 技 術 者	この工事に必要な技術者の区分									
	氏 名 (カタカナ)	姓	名	生 年 月 日						
	氏 名 (漢 字)	姓	名	入 社 年 月 日						
	所 有 資 格 又 は 実 務 経 験	所 有 資 格				実 務 経 験				
	監 理 技 術 者 資 格 者 証 番 号									
技 術 者 従 事 期 間				年	月	日	～	年	月	日
特 記 事 項										

■以下は、発注者の確認欄です。受注者は記入しないで下さい。

■請負金額が500万円以上の工事の場合に確認しますので、発注担当課は所管の確認後、この通知書を総務課へ送付して下さい。

1 直接的雇用		2 従事中工事		3 恒常的雇用		4 技術者資格		5 技術者講習		工 事 担 当 課	課 名
担当課	JCIS	担当課	JCIS	担当課	JCIS	担当課	JCIS	担当課	JCIS		担 当 者

●技術者等のJCIS(CORINS)確認結果

1 疑義はありません。速やかに「工事实績情報(CORINS)」の登録を行うよう連絡して下さい。

2 技術者に関し、下記の項目について疑義が生じたので状況を確認して下さい。(「工事实績情報(CORINS)」登録を保留)

直接的雇用 恒常的雇用 従事中工事(専任性) 技術者要件 技術者講習

上 記 2 の 確 認 結 果 等	契 約 時	<input type="checkbox"/> 是正指示 →	<input type="checkbox"/> 是正確認	施 工 中	<input type="checkbox"/> 是正指示 →	<input type="checkbox"/> 是正確認
		<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 是正応じず →		<input type="checkbox"/> 契約解除	<input type="checkbox"/> 是正応じず →

●工事实績情報(CORINS)登録確認(500万円以上の工事必須)

CORINS 登録番号	受付番号 (受注登録)	受付番号 (竣工登録) 2,500万円以上
----------------	-------	----------------	-------	-----------------------------	-------

【注意】受注者は、発注者の承諾を受けるまで、工事实績情報(CORINS)登録は行わないで下さい。

経 歴 書

氏 名				
生 年 月 日 (西暦)	(歳)			
所 属 業 者 (*1)				
資 格 (*2)				
最 終 学 歴 (*3)				
実 務 経 験 (*3) (今回の工事と同種の 工事のみを記載)	工 事 名	請負金額 (千円)	施工年度	職責
現 在 従 事 して いる 公 共 工 事	工 事 名	請負金額 (千円)	施工年度	職責

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

【記入要領・添付書類】

- *1 専任の主任技術者及び監理技術者においては、請負建設業者と恒常的(3か月以上)の雇用関係が必要となる。
- *2 技術者(主任技術者・専門技術者)の資格要件が建設業法第7条第2号ハに該当する場合は、要件を満たす資格を記載し、資格を証明する写しを添付すること。
技術者(主任技術者・監理技術者)の資格要件が建設業法第15条第2号イ、ロ、ハに該当する場合は、要件を満たす監理技術者資格者証の業種及び資格者番号を記載し、監理技術者資格者証(表裏両面)及び監理技術者講習終了証の写しをそれぞれ添付すること。
- *3 技術者(主任技術者・専門技術者)の資格要件が建設業法第7条第2号イ、ロに該当する場合は、要件を満たす学歴、実務経験を記載すること。
- *4 請負代金の額が3,500万円以上(建築一式工事については7,000万円以上)の工事については、営業所の専任技術者と兼務をしていないかの確認を行うため、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付すること。

この経歴書は、現場代理人等通知書に記載した主任(監理)技術者について記載し、現場代理人等通知書に添付して提出してください。

現場代理人等通知書等の作成の手引

○現場代理人等通知書・工事実績情報の提出期限

坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注のすべての建設工事を請負った建設業者は、**契約締結日から10日以内**に「現場代理人等通知書」を、更に500万円以上の建設工事を請負った場合はCORINSに工事実績情報を一時登録し、「登録のためのお願い」をダウンロード・印刷し、発注者の確認を受けた上で、登録しなければなりません。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合では、現場代理人等通知書の提出時に、記載された技術者等の専任性・雇用関係資格等を確認するため、これらを客観的に証明する書類等の提出又は提示を求めますのでご注意ください。

○記入要領

1 受注者所在地、名称又は商号、代表者職・氏名

坂戸、鶴ヶ島下水道組合への申請事業所(代理人(営業所長等))を設置している場合は、当該代理人の内容を記載してください。

2 工事名、工事場所、請負代金額

契約書記載のとおり転記して下さい。

3 業種コード・略称

業種コード・業種略称は、下表から転記して下さい。業種が不明の場合は、工事担当課に確認して下さい。

業種名	業種コード	略称	業種名	業種コード	略称
土木工事業	01	土木	板金工事業	15	板金
建築工事業	02	建築	ガラス工事業	16	ガラス
大工工事業	03	大工	塗装工事業	17	塗装
左官工事業	04	左官	防水工事業	18	防水
とび・土木工事業	05	とび	内装仕上工事業	19	内装
石工事業	06	石	機械器具設置工事業	20	機械
屋根工事業	07	屋根	熱絶縁工事業	21	熱絶縁
電気工事業	08	電気	電気通信工事業	22	通信
管工事業	09	管	造園工事業	23	造園
タイル・れんが・ブロック工事業	10	タイル	さく井工事業	24	さく井
鋼構造物工事業	11	鋼構造	建具工事業	25	建具
鉄筋工事業	12	鉄筋	水道施設工事業	26	水道
ほ装工事業	13	ほ装	消防施設工事業	27	消防
しゅんせつ工事業	14	しゅん	清掃施設工事業	28	清掃

4 受注者・建設業許可番号

- (1) 受注者 …… この工事を請負った会社名を記入して下さい。
- (2) 許可番号の行政庁コード …… 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経審)の右上部に記載のある「許可番号欄」にある数字です。「11-123456」国土交通大臣許可は「00」、埼玉県知事許可は「11」を記入して下さい。
- (3) 許可番号の下6桁 …… 右詰めで記入。6桁未満の場合は、左の余った欄は空欄として下さい。

5 現場代理人

現場代理人の配置要件には直接的・恒常的雇用関係や技術者資格は必要ありませんが、請負者の代表者に代って**工事現場に常駐**し、その運営・取締りを行うほか、この契約に基づく請負者の代表者の一切の権限（請負代金の請求及び受領等を除く。）を行使することができる重要な役割を担っています。相応の人材の配置をお願いします。

- (1) 氏名 …… 各欄に、カタカナと漢字で記入して下さい。
- (2) 生年月日 …… 西暦で記入して下さい。
- (3) 監理技術者資格者証番号 …… 現場代理人として配置する人は、技術者資格を所有している必要はありませんが、監理技術者資格を所有している場合は、8桁又は11桁の資格者証番号を必ず記入して下さい。

6 配置する主任(監理)技術者

- (1) この工事に必要な技術者の区分
工事の請負代金及び下請負代金額の総額に応じて、この工事に必要な技術者の配置条件が決まります。

[請負金額・下請負金額による技術者の配置要件]

請 負 代 金 額		主任技術者		監理技術者 (専任)
		非専任	専 任	
500万円未満		○	—	—
500万円以上3,500万円未満 (建築一式工事は7,000万円未満)		○	—	—
3,500万円以上 (建築一式工事は 7,000万円以上)	下請負代金額の総額が4,000万円未満 (建築一式工事は6,000万円未満)	×	○	—
	下請負代金額の総額が4,000万円以上 (建築一式工事は6,000万円以上)	×	×	○

- ※ 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的にこの工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。
- ※ 専任で配置する主任(監理)技術者は、請負者と「入札申込日前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければなりません。
- ※ 特定建設業の許可を受けていない者(一般建設業)は、下請負代金額の総額が、4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上の契約をすることはできません。
- ※ 建設業法第26条の2に該当する「専門技術者」を要する工事の場合は、別途現場代理人等(専門技術者)通知書を添付すること。

- (2) 氏名 …… 各欄に、カタカナと漢字で記入して下さい。
- (3) 生年月日 …… 西暦で記入して下さい。
- (4) 入社年月日 …… 現在の所属建設業者への入社年月日を西暦で記入して下さい。
- (5) 監理技術者資格者証番号 …… 配置する技術者が主任技術者であっても、監理技術者資格を所有している場合は、8桁又は11桁の資格者証番号を記入して下さい。
- (6) 所有資格又は実務経験
 - ア 所有資格 …… この工事を施工するのに必要な所有資格を記入して下さい。
 - イ 実務経験 …… 実務経験の技術者の場合に経験年数を記入し、実務経験を記載した経歴書を添付して下さい。建設業法上、必要となる資格要件は次のとおりです。

配置技術者	必要となる所有資格又は実務経験
主任技術者	関連学科の高校卒業後5年以上、大学・高等専門学校卒業後3年以上の実務経験を有する者(建設業法第7条第2号イ)
	10年以上の実務経験を有する者(建設業法第7条第2号ロ)
	1級、2級土木施工管理士、技術士などの資格取得者(建設業法第7条第2号ハ)
監理技術者 ※監理技術者資格者証が必要です	建設工事の種類に応じた高度な技術検定合格者、免許取得者(1級の技術検定合格者、技術士、1級建築士など)(建設業法第15条第2号イ)
	主任技術者に必要な資格・経験を満たしていて、建設工事の種類に応じて、元請けとして4,500万円以上の工事を2年以上指揮監督した実務経験者(建設業法第15条第2号ロ)※指定建設業は除く
	上記と同等以上の能力を有する者(建設業法第15条第2号ハ)

7 技術者従事期間

この工事に技術者が従事する期間を記入して下さい。監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は**契約工期が基本**ですが、次の場合は設計図書、打合せ記録等の書面で明確にした場合に限り、工事現場での専任を要しないこともあります。

- ア 契約締結後、現場施工に着手するまで(現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで)の期間
- イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付けのみが残っている期間

8 主任(監理)技術者の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている主任(監理)技術者等の途中交代は、死亡、傷病、又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合に限定しますので、慎重に配置するように注意して下さい。

- ア 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- イ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ウ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

※ 入札参加時点で、落札した場合の配置予定技術者を想定してから応札してください。落札後又は契約締結後に配置技術者不在で契約締結を辞退又は契約解除に陥るようなことのないよう注意して下さい。落札後に契約締結を辞退した場合や契約解除となった場合は、指名停止措置の対象となります。

※ 配置できる技術者がいない場合は、入札参加を辞退して下さい。辞退したことを理由に、以降の指名等に不利益となることはありません。

9 発注者確認欄

様式中央付近の特記事項より下の欄は、発注者(坂戸、鶴ヶ島下水道組合)が確認用に使用しますので、請負者は何も記入しないで下さい。

10 技術者配置義務違反

不適正な技術者の配置違反は、建設業法に違反します。適正な技術者の配置が行われない場合は坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事標準請負契約約款第46条第1項第3号の規定により契約を解除し、第47条の2第1項の規定により請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として納付しなければなりません。

また、当該建設業の許可行政庁(国土交通大臣又は都道府県知事)へ通報します。この場合、営業停止等の処分の対象となります。また、指名停止措置の対象となります。

(1) 是正指示

適正な技術者の配置がなされない場合は、工事担当課からは是正指示をしますので、10日以内には是正しなければなりません。

(2) 契約解除

前期(1)の是正指示に従わない場合は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事請負契約約款第46条第1項第3号の規定により契約を解除し、第47条の2第1項の規定により請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として納付しなければなりません。

(3) 許可行政庁への通報

建設業法の規定に違反して適正な技術者の配置がなされない場合は、当該建設業の許可行政庁(国土交通大臣又は都道府県知事)へ通報します。この場合、営業停止等の処分の対象となります。

現場代理人等通知書

平成30年4月1日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 あて

記入例

受注者 所在地 **坂戸市千代田一丁目1番16号**
商号又は名称 **坂戸、鶴ヶ島下水道(株)**
代表者氏名 **代表取締役 坂戸 太郎** ⑨

下記工事の現場代理人等を定めましたので、坂戸、鶴ヶ島下水道組建設工事標準請負契約約款第10条第1項の規定により経歴書及び事実を証する書類を添えて通知します。なお、記載事項に相違ないことを誓約します。

工 事 名	坂戸鶴ヶ島下水道管築造工事				
工 事 場 所	坂戸市千代田一丁目地内				
請負金額(税込)	100,000,000 円		業種コード・略称	01 土木	
受注者 (商号又は名称)	坂戸、鶴ヶ島下水道(株)		建設業 許可番号	行政庁 コード 11	許可番号の下6桁 999999
現場代理人 (現場常駐)	氏名(カタカナ)	姓 サカド	名 イチロウ	← 現場代理人として配置する場合でも、監理技術者資格者証所有者は必ず記入して下さい。	
	氏名(漢字)	姓 坂戸	名 一郎		
	監理技術者 資格者証番号	12345678901			
配置する 主任(監理) 技術者	この工事に必要な技術者の区分	専任の監理技術者(下請総額4,000万円(建築6,000万円)以上)			
	氏名(カタカナ)	姓 サイタマ	名 ジロウ	生年月日	1960年4月1日
	氏名(漢字)	姓 埼玉	名 次郎	入社年月日	1985年4月1日
	所有資格又は 実務経験	所有資格	1級土木施工管理技士		実務経験
	監理技術者 資格者証番号	10987654321			
技術者従事期間	2010年 9月 15日 ~ 2011年 3月 20日				
特記事項					

■以下は、発注者の確認欄です。受注者は記入しないで下さい。

■請負金額が500万円以上の工事の場合に確認しますので、発注担当課は所管の確認後、この通知書を総務課へ送付して下さい。

1 直接的雇用	2 従事中工事	3 恒常的雇用	4 技術者資格	5 技術者講習	工事 担当 課	課名	
担当課	JCIS	担当課	JCIS	担当課		JCIS	担当者
							電話

●技術者等のJCIS(CORINS)確認結果

1 疑義はありません。速やかに「工事实績情報(CORINS)」の登録を行うよう連絡して下さい。
2 技術者に関し、下記の項目について疑義が生じたので状況を確認して下さい。「工事实績情報(CORINS)」登録を保留
直接的雇用 恒常的雇用 従事中工事(専任性) 技術者要件 技術者講習

上記2の 確認結果 等	契約 時	<input type="checkbox"/> 是正指示 → <input type="checkbox"/> 是正確認	施 工 中	<input type="checkbox"/> 是正指示 → <input type="checkbox"/> 是正確認
		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 是正応じず → <input type="checkbox"/> 契約解除

●工事实績情報(CORINS)登録確認(500万円以上の工事必須)

CORINS 登録番号		受付番号 (受注登録)		受付番号 (竣工登録) 2,500万円以上	
----------------	--	----------------	--	-----------------------------	--

【注意】受注者は、発注者の承諾を受けるまで、工事实績情報(CORINS)登録は行わないで下さい。

経 歴 書

氏 名	埼玉 次郎			
生 年 月 日 (西暦)	1960年4月1日 (58 歳)			
所 属 業 者 (*1)	坂戸、鶴ヶ島下水道(株)			
資 格 (*2)	1級土木施工管理技士			
最 終 学 歴 (*3)				
実 務 経 験 (*3) (今回の工事と同種の 工事のみを記載)	工 事 名	請負金額 (千円)	施工年度	職責
	〇〇県下水道管築造工事	150,000千円	H 18	監理技術者
	〇〇市下水道管築造工事	120,000千円	H 19	主任技術者
	〇〇町下水道管築造工事	50,000千円	H 21	現場代理人
現 在 従 事 して いる 公 共 工 事	工 事 名	請負金額 (千円)	施工年度	職責
	〇〇町下水道管渠築造工事	80,000千円	H 22	監理技術者

上記のとおり相違ありません。

平成 30 年 4 月 1 日

氏 名 埼玉 次 郎 印

【記入要領・添付書類】

- *1 専任の主任技術者及び監理技術者においては、請負建設業者と恒常的(3か月以上)の雇用関係が必要となる。
- *2 技術者(主任技術者・専門技術者)の資格要件が建設業法第7条第2号ハに該当する場合は、要件を満たす資格を記載し、資格を証明する写しを添付すること。
技術者(主任技術者・監理技術者)の資格要件が建設業法第15条第2号イ、ロ、ハに該当する場合は、要件を満たす監理技術者資格者証の業種及び資格者番号を記載し、監理技術者資格者証(表裏両面)及び監理技術者講習終了証の写しをそれぞれ添付すること。
- *3 技術者(主任技術者・専門技術者)の資格要件が建設業法第7条第2号イ、ロに該当する場合は、要件を満たす学歴、実務経験を記載すること。
- *4 請負代金の額が3,500万円以上(建築一式工事については7,000万円以上)の工事については、営業所の専任技術者と兼務をしていないかの確認を行うため、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付すること。

この経歴書は、現場代理人等通知書に記載した主任(監理)技術者について記載し、現場代理人等通知書に添付して提出してください。